

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【公表番号】特表2008-508035(P2008-508035A)

【公表日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-011

【出願番号】特願2007-523673(P2007-523673)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

A 6 1 B 17/58

A 6 1 L 27/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月4日(2008.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

隣接する椎骨間に挿入するためのプロテーゼディスクであって、該プロテーゼディスクは
：

上側曲面および下側曲面を有するコアであって、該曲面の少なくとも1つは金属を含む
、コア；ならびに

上側プレートおよび下側プレートであって、各々のプレートは、椎骨と係合する外面、
および該コアの該曲面のうちの一方の上をスライドおよび並行運動するような形状にされ
る金属性の内側曲面を有する、上側プレートおよび下側プレート

を備え、ここで該コアの回転中心は、該上側金属プレートおよび下側金属プレートに対し
て自由に動作する、プロテーゼディスク。

【請求項2】

前記プレートが、コバルトクロムモリブデン、チタンおよびステンレス鋼からなる群より
選択される、少なくとも1つの金属を含む、請求項1に記載のプロテーゼディスク。

【請求項3】

前記コアの少なくとも一方の曲面が、コバルトクロムモリブデン、チタンおよびステンレス
鋼からなる群より選択される少なくとも1つの金属を含む、請求項1または2に記載の
プロテーゼディスク。

【請求項4】

前記コア全体が金属である、請求項3に記載のプロテーゼディスク。

【請求項5】

前記コアおよび前記プレートの両方が同じ金属を含む、請求項1または2に記載のプロテ
ーゼディスク。

【請求項6】

前記コアは対面する2つの凸状の低摩擦表面を備え、該低摩擦表面は前記上側プレートの
内側曲面および前記下側プレートの内側曲面とスライド可能に係合する、請求項1に記載

のプロテーゼディスク。

【請求項 7】

前記コアは、前記上側曲面と下側曲面との間の高さおよび幅を有し、コアの最大高さは、該コアの幅より小さい、請求項 1 に記載のプロテーゼディスク。

【請求項 8】

請求項 1 に記載のプロテーゼディスクであって、ここで前記コアの上側曲面および下側曲面のうちの少なくとも一方は、該コアと、前記上側プレートおよび前記下側プレートのうちの少なくとも一方とを、それらの上の相補的なネジ山を介して可動性に合わせるためのネジ山を備える、プロテーゼディスク。

【請求項 9】

請求項 1 に記載のプロテーゼディスクであって、前記上側プレートおよび前記下側プレートのうちの少なくとも 1 つにおいて、前記コア上での該プレートのスライド動作の間に該プレートの少なくとも一方の曲面に対して該コアを保持するために、周縁の制限構造をさらに備える、プロテーゼディスク。

【請求項 10】

前記周縁の制限構造内での前記コアの動作が拘束されない、請求項 9 に記載のプロテーゼディスク。

【請求項 11】

前記周縁の制限構造が、前記コア上での前記プレートのスライド動作の間に該プレートの相対的な傾きを制限するための停止構造を規定する、請求項 9 または 10 に記載のプロテーゼディスク。

【請求項 12】

請求項 9 または 10 に記載のプロテーゼディスクであって、前記周縁の制限構造は、

前記コアの側面の端の周りの、溝、および

前記上側プレートおよび前記下側プレートのうちの少なくとも一方におけるリング構造であって、該溝と係合するリップを有する、リング構造を備える、プロテーゼディスク。